

## 労働衛生意識の高揚と労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう

名古屋北労働基準監督署長 野原敏裕



日頃より労働衛生対策の推進に格別の御理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も全国労働衛生週間が『働き方改革で見直そう みんなが輝く健康職場』をスローガンに10月1日から7日まで全国一斉に実施されています。

会員の皆様におかれましては、既に9月の準備期間中から各種の取り組みを実施していただいていることと思いますが、本週間においては、その総括として事業者等による職場巡視、スローガンの掲示、労働衛生に関する講習会の開催等により労働衛生意識の高揚と労働衛生管理活動の一層の促進を図り、健康に働ける職場環境の形成を目指す。

していただきますようお願いいたします。

当署におきましては、これまで、労働衛生関係の施策として、本年が最終年を迎える第12次労働災害防止計画（平成25年から平成29年まで）の目標達成に向け、

- ① 化学物質対策
- ② メンタルヘルス対策
- ③ 過重労働対策
- ④ 腰痛、熱中症予防対策
- ⑤ 受動喫煙防止対策

を推進してきました。そして本年度は、働き方改革の一環として、さらに、過重労働対策に強力に取り組むほか、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた取り組みを推進することとしております。しかしながら、平成28年の当署管内の休業4日以上の上の業務上疾病の被災者数は、69名と平成27年より5名増加し、愛知県内の被災者数の約2割を占める状況にあります。

業種別には、社会福祉施設での発生が最も多く、傷病別には腰痛が50件と最も多くなっております。熱中症も、休業4日以上は5件となっておりますが、不労災害も含めると80件程度発生しております。

さらには、本年に入ってから、アンモニアに暴露したことによる死亡災害や一酸化炭素中毒による休業災害（2件、5名休業）等工業中中毒も発生しております。

一方、脳・心臓疾患や精神障害による労災請求件数も、高い水準で推移しております。

以上のような状況を踏まえ、皆様におかれましては、引き続き腰痛、熱中症予防対策の徹底をお願いするとともに、労働者の健康障害防止のため、過労死等の防止対策と並行してストレスチェック制度の確実な実施とメンタルヘルス指針に基づく取り組みをお願いいたします。

さらに、化学物質対策については、ラベル表示とSDSの入手、交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施とリスク低減対策の取り組みをお願いいたします。

最後になりますが、管内の全ての事業主と労働者が一体となって労働災害防止、職業性疾病の予防に取り組んでいただきますよう、5月に、13の事業主団体の皆様の賛同を得て「名古屋北労働災害防止推進運動協議会」を立ち上げたところです。皆さまの職場がさらに安心・安全・健康な職場となりますよう、同協議会による活動への協力をお願い申し上げますとともに、各事業場におかれまして、この全国労働衛生週間を機会に、組織的かつ積極的な労働衛生管理活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。